

令和元年6月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

行政経営課

# 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第41号	宇治市市税条例等の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市税条例	1
		宇治市市税条例等の一部を改正する条例	27
議案第42号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	38
議案第43号	宇治市市営茶室条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市市営茶室条例	39

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第44号	宇治市斎場条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市斎場条例	40
議案第45号	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例	42
議案第46号	宇治市水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市水道事業給水条例	50
議案第47号	宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	51
議案第48号	京都地方税機構規約の変更について	京都地方税機構規約	52

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第13条 略</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲及び法人の市民税の課税免除)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては<u>市民税</u>(第2号に該当する者にあつては、第48条の規定によつて課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫_____ (これらの者の前年の合計所得金額が、1,350,000円を超える場合を除く。)</p> <p>2・3 略</p> <p>第15条～第26条 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5～7 略</p>	<p>第1条～第13条 略</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲及び法人の市民税の課税免除)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、<u>市民税</u>(第2号に該当する者にあつては、第48条の規定により 課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は単身児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金額が、1,350,000円を超える場合を除く。)</p> <p>2・3 略</p> <p>第15条～第26条 略</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p>6～8 略</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第28条 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の _____ 給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で</p>	<p>第28条 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で</p>



宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略 (市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第29条 市民税の納税義務者が第27条第1項若しくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第6項若しくは第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第30条～第145条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」と</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略 (市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第29条 市民税の納税義務者が第27条第1項若しくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告しなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第30条～第145条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条の3 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)</p> <p>第4条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第20条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」と</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>あるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第5条・第5条の2 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>第5条の4 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限</p>	<p>あるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第5条・第5条の2 略</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の3 略</p> <p>第5条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 略</p> <p>第5条の4 略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第6条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限</p>



宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書(その提出期限後において個人の市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第7条～第8条の4 略</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第9条 略</p> <p>(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p> <p>第9条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、平成31</p>	<p>り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第27条第1項に規定する申告書(その提出期限後において個人の市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>第7条～第8条の4 略</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第9条 略</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>第9条の2 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、令和元</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第10条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて</p>	<p>年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第10条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度__までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度__までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>第11条 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において読</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p> <p>第11条 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において読</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。 (農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
略	略
<p>第13条 略</p>	<p>第13条 略</p>
<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p>
<p>第14条 略</p>	<p>第14条 略</p>
<p>第15条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度</p>	<p>第15条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たな</p>	<p>分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たな</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>い場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>第15条の2～第17条の2 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分</p>	<p>い場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>第15条の2～第17条の2 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第18条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地などの当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附</p>	<p>の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地などの当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は附</p>



宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第18条の2 地方税法等の一部を改正する法律附則第22条の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。</p> <p>第18条の2 地方税法等の一部を改正する法律附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用しないこととする。</p> <p>(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第19条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。 )又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div>	<p>第19条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。 )又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div>
<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第20条 略</p> <p>第20条の2 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じ</p>	<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第20条 略</p> <p>第20条の2 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じ</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>て得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)<u>又は附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)<u>又は附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第21条 略</p>	<p>て得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)<u>又は附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)<u>又は附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>第21条 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第21条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む)</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第21条の2 略</p>	<p>む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第21条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第87条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第21条の2の2 略</p> <p>2 京都府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 京都府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第21条の4の規定により読み替えられた第87条の7第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第21条の3～第21条の5 略                      (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>	<p><u>請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p>第21条の3～第21条の5 略                      (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第87条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案															
<p>第21条の7 法附則第30条に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="246 678 1086 726"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略	<p>第21条の7 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 678 1982 726"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1142 1117 1982 1364"> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>	略	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
略																
略																
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円														
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円														
	10,800円	2,700円														
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円														
	5,000円	1,300円														

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案													
	<p>3 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車</u>が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 821 1982 1061"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)</u>に対する第89条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け</p>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円												
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円												
	10,800円	5,400円												
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円												
	5,000円	2,500円												

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案													
<p>(軽自動車税の賦課徴収_____の特例)</p> <p>第21条の8 市長は、軽自動車税の賦課徴収_____に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について_____不足額があることを第90条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたこ</p>	<p>た場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1146 491 1991 735"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)a</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ)b</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の8 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第90条第2項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたこ</p>	第2号ア(イ)	3,900円	3,000円	第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
第2号ア(イ)	3,900円	3,000円												
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円												
	10,800円	8,100円												
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円												
	5,000円	3,800円												



宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>とを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する <u>規定(第93条及び第94条の規定を除く。)</u>を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は <u>_____</u>、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 <u>第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条第1項中「納期限」とあるのは、「納期限(附則第21条の8第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u></p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第22条 附則第10条各項の規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第136条第1号及び第139条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条各項に規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18</p>	<p>とを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の<u>種別割に関する規定(第93条及び第94条の規定を除く。)</u>を適用する。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の<u>種別割の額は</u>、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第22条 附則第10条各項の規定の適用がある宅地等(附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第136条第1号及び第139条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条各項に規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第136条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>第22条の2 略</p> <p>第23条～第25条 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係</p>	<p>年1月1日から令和3年3月31日 までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第136条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略</p> <p>第22条の2 略</p> <p>第23条～第25条 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第26条 昭和63年度から令和2年度 までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>第26条の2～第27条の7 略</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第28条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第17条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>第26条の2～第27条の7 略</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第28条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第17条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案		
<p>附 則</p> <p>第1条～第21条の6 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第21条の7 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="246 829 1086 885"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2～4 略</p>	略	<p>附 則</p> <p>第1条～第21条の6 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第21条の7 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第89条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 829 1982 885"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車</u>が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>当該軽自動車</u>が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、<u>第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>	略
略			
略			

宇治市市税条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の8 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第22条～第28条 略</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第21条の8 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第22条～第28条 略</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p>(宇治市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>第2条の2 宇治市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条の改正規定～第97条の改正規定 略</p> <p>附則第21条の2の見出し中「税率」を「種別割の税率」に改め、同条第1項の表以外の部分中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>」に、「に係る」を「の種別割に係る」に改め、同項の表を次のように改める。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>附則第21条の3第4項中「附則第21条の3第2項」を「附則第21条の8第2項」に改め、同条を附則第21条の8とし、附則第21条の2第2項から第4項までを削り、同条を附則第21条の7とし、附則第21条の次に次の5条を加える。</p> <p>第21条の2～第21条の5 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の6 略</p>	<p>(宇治市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>第2条の2 宇治市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第8条の改正規定～第97条の改正規定 略</p> <p>附則第21条の2の見出し中「税率」を「種別割の税率」に改め、同条第1項の表以外の部分中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に、「に係る」を「の種別割に係る」に改め、同項の表を次のように改める。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>附則第21条の3第4項中「附則第21条の3第2項」を「附則第21条の8第2項」に改め、同条を附則第21条の8とし、附則第21条の2第2項から第4項までを削り、同条を附則第21条の7とし、附則第21条の次に次の5条を加える。</p> <p>第21条の2～第21条の5 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の6 略</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については_____、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第2条・第3条 略 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第2条の2の規定による改正後の宇治市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第5条 略</p>	<p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第87条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第2条・第3条 略 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第2条の2の規定による改正後の宇治市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。</p> <p>第5条 略</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>(宇治市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第13条の改定規定～第27条の改正規定 略</p> <p>第44条第1項中「申告書を」を「申告書(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」に改め、同条に次の3項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項 _____ において「申告記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 略</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)</u>に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p>(宇治市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第13条の改定規定～第27条の改正規定 略</p> <p>第44条第1項中「申告書を」を「申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)」に改め、同条に次の8項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法 _____ により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 略</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)</u>に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>



宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
	<p><u>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる</u>と認められる場合において、<u>同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</u></p> <p><u>14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しな</u></p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>第99条の改正規定～附則第26条の改正規定 略</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる</p>	<p>なければならない。</p> <p><u>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p> <p>第99条の改正規定～附則第26条の改正規定 略</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中宇治市市税条例第101条第3項の改正規定 <u>平成31年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中宇治市市税条例第13条及び第44条第1項の改正規定並びに同条に<u>3項</u>を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>平成32年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>平成32年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中宇治市市税条例第14条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第20条及び第23条の改正規定並びに同条例附則第3条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>平成33年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 <u>平成33年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成31年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第2条中宇治市市税条例第101条第3項の改正規定 <u>令和元年10月1日</u></p> <p>(5) 第1条中宇治市市税条例第13条及び第44条第1項の改正規定並びに同条に<u>8項</u>を加える改正規定並びに次条第3項の規定 <u>令和2年4月1日</u></p> <p>(6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 <u>令和2年10月1日</u></p> <p>(7) 第1条中宇治市市税条例第14条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第20条及び第23条の改正規定並びに同条例附則第3条の3の改正規定並びに次条第2項の規定 <u>令和3年1月1日</u></p> <p>(8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 <u>令和3年10月1日</u></p> <p>(9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和元年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の宇治市市税条例第13条第1項及び第3項並びに第44条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条～第5条 略 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第1項第3号の項中「第87条の7第1項の申告書、第105条第1項」とあるのは、「第105条第1項」とする。</p> <p>第7条 略 (手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第8条 <u>平成32年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合におい</p>	<p>2 前条第7号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>3 第1条の規定による改正後の宇治市市税条例第13条第1項及び第3項並びに第44条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条～第5条 略 (手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30日</u>までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第10条第1項第3号の項中「第87条の7第1項の申告書、第105条第1項」とあるのは、「第105条第1項」とする。</p> <p>第7条 略 (手持品課税に係る市たばこ税)</p> <p>第8条 <u>令和2年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合におい</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>て、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の宇治市市税条例(以下この項及び</p>	<p>て、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の宇治市市税条例(以下この項及び</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>次項において「<u>32年新条例</u>」という。)第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>32年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>次項において「<u>令和2年新条例</u>」という。)第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>令和2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
略	略
<p>5 <u>32年新条例</u> 第106条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を当該申告書に添付しなければならない。</p>	<p>5 <u>令和2年新条例</u>第106条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を当該申告書に添付しなければならない。</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>	<p>(手持品課税に係る市たばこ税)</p>
<p>第10条 <u>平成33年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に</p>	<p>第10条 <u>令和3年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案
<p>販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の宇治市市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第10条、第105条第4項及び</p>	<p>販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p> <p>2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を令和3年11月1日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定による申告書を提出した者は、令和4年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の宇治市市税条例(以下この項及び次項において「令和3年新条例」という。)第10条、第105条第4項及び</p>

宇治市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

現行	改正案		
<p>第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>33年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>令和3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略
略			
略			
<p>5 <u>33年新条例</u> 第106条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を当該申告書に添付しなければならない。</p>	<p>5 <u>令和3年新条例</u>第106条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を当該申告書に添付しなければならない。</p>		



特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(1)～(13) 略		(1)～(13) 略	
(14) 投票所の投票管理者	日額 <u>12,600円</u>	(14) 投票所の投票管理者	日額 <u>12,800円</u>
(15) 期日前投票所の投票管理者	同 <u>11,100円</u>	(15) 期日前投票所の投票管理者	同 <u>11,300円</u>
(16) 開票管理者	同 <u>10,600円</u>	(16) 開票管理者	同 <u>10,800円</u>
(17) 選挙長	同 <u>10,600円</u>	(17) 選挙長	同 <u>10,800円</u>
(18) 投票所の投票立会人	同 <u>10,700円</u>	(18) 投票所の投票立会人	同 <u>10,900円</u>
(19) 期日前投票所の投票立会人	同 <u>9,500円</u>	(19) 期日前投票所の投票立会人	同 <u>9,600円</u>
(20) 開票立会人	同 <u>8,800円</u>	(20) 開票立会人	同 <u>8,900円</u>
(21) 選挙立会人	同 <u>8,800円</u>	(21) 選挙立会人	同 <u>8,900円</u>
(22)～(35) 略		(22)～(35) 略	
備考 略		備考 略	

宇治市市営茶室条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第2条第1号の事業で市営茶室を使用する場合 同号の規定により提供する次に掲げる宇治茶の種類に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 薄茶 1服につき<u>500円</u></p> <p>イ 煎茶 1服につき<u>500円</u></p> <p>ウ 玉露 1服につき<u>700円</u></p> <p>エ 煎茶及び玉露 1服ずつにつき<u>1,000円</u></p> <p>オ 薄茶及び濃茶 1服ずつにつき<u>1,500円</u></p> <p>(2) 第2条第2号の事業で市営茶室を使用する場合 1回につき<u>1,200円</u></p> <p>(3) 第2条第3号の事業で市営茶室を使用する場合 1日につき<u>3,000円</u></p> <p>2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項に定める使用料を減免する_____ことができる。</p> <p>第7条～第11条 略</p>	<p>第1条～第5条 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第2条第1号の事業で市営茶室を使用する場合 同号の規定により提供する次に掲げる宇治茶の種類に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 薄茶 1服につき<u>1,000円</u></p> <p>イ 煎茶 1服につき<u>1,000円</u></p> <p>ウ 玉露 1服につき<u>1,400円</u></p> <p>エ 煎茶及び玉露 1服ずつにつき<u>2,000円</u></p> <p>オ 薄茶及び濃茶 1服ずつにつき<u>3,000円</u></p> <p>(2) 第2条第2号の事業で市営茶室を使用する場合 1回につき<u>2,400円</u></p> <p>(3) 第2条第3号の事業で市営茶室を使用する場合 1日につき<u>3,600円</u></p> <p>2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項に定める使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第7条～第11条 略</p>

宇治市斎場条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第10条 略</p>	<p>第1条～第10条 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 <u>前条第1項の規定により指定管理者に斎場の管理を行わせる場合において、市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者にその使用(第1葬祭場、第2葬祭場、第3葬祭場、安置室及び待合室(次項において「葬祭場等」という。))の使用に限る。)</u>に係る料金(以下「<u>利用料金</u>」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合において、使用者が葬祭場等のみを使用するときに限り、第6条第1項、第7条及び第8条の規定は適用せず、葬祭場等を使用するとき(葬祭場等及び火葬場を使用するときを含む。)</u>における第6条第2項の適用については、同項中「<u>使用料</u>」とあるのは「<u>利用料金(火葬場にあつては、使用料)</u>」と、「市長」とあるのは「<u>指定管理者(火葬場にあつては、市長)</u>」とする。</p> <p>3 <u>利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p>

宇治市斎場条例新旧対照表

現行				改正案																																											
<p>第11条 略</p> <p>別表(第6条関係 )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">火葬場</td> <td>大人(12歳以上)・小人(12歳未満)</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>妊娠4月以上の死産児</td> <td>1体</td> <td>6,000円 45,000円</td> </tr> <tr> <td>肢体の一部及び胎盤</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>第1葬祭場～待合室</td> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「市内」とは、死亡者が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、妊娠4月以上の死産児については死産時にその父又は母が、肢体の一部及び胎盤については使用者が、使用の許可の際に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。</p> <p>2・3 略</p>				区分	単位	使用料		市内	市外	火葬場	大人(12歳以上)・小人(12歳未満)	略		妊娠4月以上の死産児	1体	6,000円 45,000円	肢体の一部及び胎盤	略		第1葬祭場～待合室	略			<p>5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、既納の利用料金の全部又は一部を返還することができる。</p> <p>第12条 略</p> <p>別表(第6条、第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">火葬場</td> <td>大人(12歳以上)・小人(12歳未満)</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>妊娠4月以上の死産児</td> <td>1体</td> <td>6,000円 45,000円</td> </tr> <tr> <td>妊娠4月未満の死産児</td> <td>1体</td> <td>3,600円 27,000円</td> </tr> <tr> <td>第1葬祭場～待合室</td> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 「市内」とは、死亡者が死亡時に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいい、死産児 については死産時にその父又は母が、肢体の一部及び胎盤については使用者が、使用の許可の際に本市の住民基本台帳に記録されている場合をいう。</p> <p>2・3 略</p>				区分	単位	金額		市内	市外	火葬場	大人(12歳以上)・小人(12歳未満)	略		妊娠4月以上の死産児	1体	6,000円 45,000円	妊娠4月未満の死産児	1体	3,600円 27,000円	第1葬祭場～待合室	略		
区分	単位	使用料																																													
		市内	市外																																												
火葬場	大人(12歳以上)・小人(12歳未満)	略																																													
	妊娠4月以上の死産児	1体	6,000円 45,000円																																												
	肢体の一部及び胎盤	略																																													
第1葬祭場～待合室	略																																														
区分	単位	金額																																													
		市内	市外																																												
火葬場	大人(12歳以上)・小人(12歳未満)	略																																													
	妊娠4月以上の死産児	1体	6,000円 45,000円																																												
	妊娠4月未満の死産児	1体	3,600円 27,000円																																												
第1葬祭場～待合室	略																																														

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案							
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)							
手数料の種類	手数料の額	手数料の種類	手数料の額						
(1)～(17) 略		(1)～(17) 略							
(18) 用途地域における建築等許可申請手数料	180,000円	(18) 用途地域における建築等特例許可申請手数料	<table border="1"> <tr> <td>利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>利害関係者の意見の聴取を要し、かつ、建築審査会の同意の取得を要しない場合</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要する場合</td> <td>180,000円</td> </tr> </table>	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合	120,000円	利害関係者の意見の聴取を要し、かつ、建築審査会の同意の取得を要しない場合	160,000円	利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要する場合	180,000円
利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合	120,000円								
利害関係者の意見の聴取を要し、かつ、建築審査会の同意の取得を要しない場合	160,000円								
利害関係者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要する場合	180,000円								
(19)～(42) 略		(19)～(42) 略							
(42)の2 建築物等に移転する場合の建築基準法令の規定の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円	(43) 建築物等に移転する場合の建築基準法令の規定の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円						
(43) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料	27,000円	(44) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料	<table border="1"> <tr> <td>床面積の合計が30平方メートル以内のもの</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの</td> <td>31,000円</td> </tr> <tr> <td>床面積の合計が100平方メートル以内のもの</td> <td>38,000円</td> </tr> </table>	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	38,000円
床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円								
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円								
床面積の合計が100平方メートル以内のもの	38,000円								
(44) 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更認定申請手数料	27,000円								

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
	に係る全体計画 の認定申請手 料	トルを超え200平方メートル 以内のもの	
		床面積の合計が200平方メー トルを超え500平方メートル 以内のもの	60,000円
		床面積の合計が500平方メー トルを超え1,000平方メートル 以内のもの	154,000円
		床面積の合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方メートル 以内のもの	210,000円
		床面積の合計が2,000平方メー トルを超え5,000平方メートル 以内のもの	370,000円
		床面積の合計が5,000平方メー トルを超え10,000平方メー トル以内のもの	499,000円
		床面積の合計が10,000平方メ ートルを超え50,000平方メー トル以内のもの	663,000円
		床面積の合計が50,000平方メ	1,082,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案	
		一トルを超えるもの
	(45) 既存の1の建築物について2	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 9,000円
	以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の変更認定申請手数料	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 31,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 38,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 60,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 154,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 210,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 370,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	499,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	663,000円
		床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1,082,000円
	(46) 既存の1の建築物について2	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	9,000円
	以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る全体計画の認定申請手数料(第44号に規定するものを除く。)	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	31,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	60,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル	154,000円



宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
		以内のもの 床面積の合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方メートル	210,000円
		以内のもの 床面積の合計が2,000平方メー トルを超え5,000平方メートル	370,000円
		以内のもの 床面積の合計が5,000平方メー トルを超え10,000平方メー トル以内のもの	499,000円
		床面積の合計が10,000平方メ ートルを超え50,000平方メー トル以内のもの	663,000円
		床面積の合計が50,000平方メ ートルを超えるもの	1,082,000円
	(47) 既存の1の建	床面積の合計が30平方メー トル以内のもの	9,000円
	築物について2 以上の工事に分	床面積の合計が30平方メー トルを超え100平方メートル以	31,000円
	けて用途の変更 に伴う工事を行	内のもの	
	う場合の制限の	床面積の合計が100平方メー	38,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
	緩和に係る全体 計画の変更認定	トルを超え200平方メートル 以内のもの	
	申請手数料(第4 5号に規定する ものを除く。)	床面積の合計が200平方メー トルを超え500平方メートル 以内のもの	60,000円
		床面積の合計が500平方メー トルを超え1,000平方メートル 以内のもの	154,000円
		床面積の合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方メートル 以内のもの	210,000円
		床面積の合計が2,000平方メー トルを超え5,000平方メートル 以内のもの	370,000円
		床面積の合計が5,000平方メー トルを超え10,000平方メー トル以内のもの	499,000円
		床面積の合計が10,000平方メ ートルを超え50,000平方メー トル以内のもの	663,000円
		床面積の合計が50,000平方メ	1,082,000円

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案		
		一トルを超えるもの	
	(48) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	使用期間が3月以内である場合 使用期間が3月を超える場合 (使用期間が1年を超える場合にあつては、次に掲げる場合を除く。)	60,000円 120,000円
		使用期間が1年を超える場合 (国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要があるものに限る。)	160,000円
<p>備考</p> <p>1・2 略</p>	<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 第44号から第47号までに規定する床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 建築物を増築し、改築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途の変更に係る部分の床面積</p>		

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
別表第2～別表第4 略	<p>(2) <u>認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を増築し、改築し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)</u></p> <p>別表第2～別表第4 略</p>

宇治市水道事業給水条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第34条 略 (手数料)</p> <p>第35条 手数料は、次の各号に掲げる区分により、申込者から徴収する。 (1)～(5) 略</p> <p><u>(6)～(9)</u> 略</p> <p>第36条・第37条 略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第38条～第47条 略</p>	<p>第1条～第34条 略 (手数料)</p> <p>第35条 手数料は、次の各号に掲げる区分により、申込者から徴収する。 (1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 指定給水装置工事業者の指定更新手数料 1件につき10,000円</u></p> <p><u>(7)～(10)</u> 略</p> <p>第36条・第37条 略 (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第37条の2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 略</p> <p>第38条～第47条 略</p>

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 略 (職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う _____研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>第11条～第21条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>4 略</p>	<p>第1条～第9条 略 (職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p> <p>第11条～第21条 略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この条例の施行の日から令和2年3月31日 までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日 までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>4 略</p>

京都地方税機構規約新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき構成団体が賦課徴収すべき法人の府民税、市町村民税及び事業税並びに<u>地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第10条</u>の規定により法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている<u>地方法人特別税</u>に係る申告書等(構成団体に直接提出されるものを除く。)の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車取得税、自動車税及び軽自動車税(同法第442条第2号に規定する軽自動車又は同条第4号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。)に係る申告書等の受付、税額の算定(軽自動車税に係るものを除く。)、調査及びデータの作成(軽自動車税に係るものに限る。)並びにこれらに関連する事務</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき構成団体が賦課徴収すべき法人の府民税、市町村民税及び事業税並びに<u>特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)第8条</u>の規定により法人の事業税の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている<u>特別法人事業税</u>に係る申告書等(構成団体に直接提出されるものを除く。)の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務</p> <p>(2) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき自動車税並びに軽自動車税の環境性能割及び軽自動車税の種別割(同法第442条第5号に規定する軽自動車又は同条第7号に規定する二輪の小型自動車に係るものに限る。以下同じ。)に係る申告書等の受付、税額の算定(自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によって徴収する自動車税の種別割又は軽自動車税の環境性能割に係るものに限る。)、調査、データの作成(軽自動車税の種別割に係るものに限る。)及びこれらに関連する事務</p> <p>(3) 地方税法に基づき構成団体が賦課徴収すべき固定資産税のうち市町村が価格等を決定する償却資産に対して課する固定資産税に係る申告書等(市町村に直接提出されるものを除く。)の受付、当該償却資産に係る価格等の算定及び調査並びにこれらに関連する事務</p>

京都地方税機構規約新旧対照表

現行	改正案														
<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 前条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事務に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>第6条～第18条 略</p> <p>別表(第17条関係)</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(広域連合の作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 前条第1号から第4号まで及び第7号に掲げる事務に関連して広域連合及び構成団体が行う事務に関すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>第6条～第18条 略</p> <p>別表(第17条関係)</p>														
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 925 1075 965">1～3 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 965 1075 1340"></td> </tr> </table>	1～3 略		<table border="1"> <tr> <td colspan="4" data-bbox="1120 925 1971 965">1～3 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 965 1254 1340">4 第4条第3号に掲げる事務にする</td> <td data-bbox="1254 965 1388 1340">市町村の負担金</td> <td data-bbox="1388 965 1612 1157">基本負担額</td> <td data-bbox="1612 965 1971 1157">経費の額の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td data-bbox="1388 1157 1612 1340">人口割額</td> <td data-bbox="1612 1157 1971 1340">経費の額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口</td> </tr> </table>	1～3 略				4 第4条第3号に掲げる事務にする	市町村の負担金	基本負担額	経費の額の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額			人口割額	経費の額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口
1～3 略															
1～3 略															
4 第4条第3号に掲げる事務にする	市町村の負担金	基本負担額	経費の額の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額												
		人口割額	経費の額の100分の47.5に相当する額に当該市町村の人口を京都市を除く京都府内の市町村の人口												



京都地方税機構規約新旧対照表

現行		改正案		
		経費		で除して得た数を乗じて 得た額
		納税義務者数 割額		経費の額の100分の47.5 の6分の5に相当する額 に当該市町村の納税義務 者数（免税点未満の者を 除く。）を京都市を除く京 都府内の市町村の納税義 務者数（免税点未満の者 を除く。）で除して得た数 を乗じて得た額
			調定金額相当 額割額	経費の額の100分の47.5 の6分の1に相当する額 に当該市町村の償却資産 に係る固定資産税の調定 金額に相当する額を京都 市を除く京都府内の市町 村の償却資産に係る固定 資産税の調定金額に相当 する額で除して得た数を 乗じて得た額

京都地方税機構規約新旧対照表

現行			改正案				
4 上記以外の経費	京都府の負担金		経費の額に京都府からの派遣職員数（第4条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する京都府からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数（同条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する構成団体からの派遣職員数を除く。以下この項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た額	5 上記以外の経費	京都府の負担金		経費の額に京都府からの派遣職員数（第4条第1号から第3号までに掲げる事務に従事する京都府からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数（同条第1号から第3号までに掲げる事務に従事する構成団体からの派遣職員数を除く。以下この項において同じ。）で除して得た数を乗じて得た額
	市町村の負担金	基本負担額	経費の額に市町村からの派遣職員数（第4条第1号及び第2号に掲げる事務に従事する市町村からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額（以下こ		市町村の負担金	基本負担額	経費の額に市町村からの派遣職員数（第4条第1号から第3号までに掲げる事務に従事する市町村からの派遣職員数を除く。）を構成団体からの派遣職員数で除して得た数を乗じて得た額（以下こ

京都地方税機構規約新旧対照表

現行				改正案			
			の項において「市町村負担金額」という。)の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額				の項において「市町村負担金額」という。)の100分の5に相当する額を構成団体の市町村の数で除して得た額
		略	略			略	略
		略	略			略	略
		略	略			略	略
備考1～3 略				備考1～3 略			
				4 <u>第4項に規定する納税義務者数及び償却資産に係る固定資産税の調定金額に相当する額の算定方法その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。</u>			